新潟県選挙管理委員会規程第6号

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和4年3月31日

> 新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年新潟県選挙管理委員会規程第1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

正 後 改 (電磁的記録の公開の方法)

第5条 条例第14条第2項の委員会が定める方法は、 次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該

(1) (略)

各号に定める方法とする。

- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員 会が保有するプログラム(電子計算機に対する 指令であって、一の結果を得ることができるよ うに組み合わされたものをいう。以下同じ。)を 使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの 交付
- 2 (略)
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報 通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成 16年新潟県条例第83号) 第4条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して公 開請求があった場合であって、委員会がその保有 するプログラムにより公開を実施することができ るときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組 織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計 算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル に複写させる方法により公開を行うことができる。

(電磁的記録の公開の方法)

- 第5条 条例第14条第2項の委員会が定める方法は、 次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該 各号に定める方法とする。
 - (1) (略)
 - (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員 会が保有するプログラム(電子計算機に対する 指令であって、一の結果を得ることができるよ うに組み合わされたものをいう。)を使用して用 紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 2 (略)

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。